

SDG s 未来都市東広島推進パートナー制度要綱

令和2年11月9日制定

1 目的

東広島市及びSDG s の推進に賛同する企業及び団体等が連携し、東広島市におけるSDG s の実現に向けた取組のより一層の推進を図るため、SDG s 未来都市東広島推進パートナー制度を制定する。

2 定義

SDG s 未来都市東広島推進パートナーは、SDG s の推進に賛同する企業及び団体等で、参加申込書及び宣言書を東広島市に提出し、受理された者をいう。

3 内容

東広島市（以下「市」という。）及びSDG s 未来都市東広島推進パートナー（以下、「パートナー」という。）は、次の各号の活動を行う。

- (1) 市におけるSDG s の目標達成に資する活動を通じ、共にSDG s を推進する。
- (2) 市ホームページとパートナーにおける活動のホームページ・WEBサイト等を相互リンクする。
- (3) 市は、市のホームページに「東広島市SDG s パートナー宣言書」を掲載する。
- (4) 市は、パートナーのうち希望するものに対し、「東広島市SDG s パートナー宣言証」を交付する。

4 申込できる者の基準

次の各号のいずれにも該当しない者。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 市に納付すべき税を滞納している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (4) その他適当でないと市長が認める者

5 禁止行為

パートナーが上記3に定める活動を行うに当たっては、次の各号のいずれも行っていない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 政治活動または宗教活動を目的とすること。
- (3) 市の名誉を傷つけ又は信用を失墜すること。
- (4) その他、市が不適當と認めたもの。

6 委任

この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。